

○安達澄君 無所属の安達澄です。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、相続税について質問をいたします。

三つの基幹税、つまり消費税、所得税、法人税については、もう今日もそうですけども、至る所でいろいろと議論になりますけども、この相続税については世論も含めて余り話題になることがありません。ただ、社会における格差の固定化、そして富の世襲化を回避する上でも、私は、この相続税の抜本的な見直し、平成二十五年の見直しでよしとするのではなくて、国としての理念や方針を含めた本格的な議論を進めるべきだと考えています。たまたま親がお金持ちだった、又はその逆だったということで子供たちの将来が決まってしまう、同じスタートラインに立てないというのは、やはり社会の在り方としておかしいと思います。

まず、この相続税ですけども、令和四年度予算では、その税収規模は二兆六千億円となっています。最も大きな税収源である消費税、先ほどもありましたけども、地方分も含めて二十七兆円を超える金額ですから、今の相続税は決して大きいものではありません。

そこで、その相続税の税収規模、何とか拡大できないものかということ、その可能性について考えてみたいと思います。

年間でお亡くなりになられる方、つまり被相続人となり得る方は毎年百四十万人弱になります。このうち、実際に相続税が課税される被相続人の割合は全体の僅か八%程度となっています。つまり、ほとんどの方は相続税を支払っていないということになります。

これ、基礎控除の額が大きいためだと認識しています。基礎控除は今、三千万円プラス六百万円掛ける法定相続人数で算出されます。仮に、配偶者とお子さん二人を残して亡くなった場合には、四千八百万円までは簡単に言うと税金が掛からないということになります。

そこでお聞きします。

全体の僅か八%程度しか納められていない相続税の金額、繰り返しになりますけども、年間で二兆六千億円です。その金額は一〇%から五五%までの八段階から成る相続税の税率から最終的に算出されますけども、その課税対象となる元々の金額、合計課税価格と呼ぶと思いますけれども、その金額規模を教えてくださいませんか。

○政府参考人（星屋和彦君） お答え申し上げます。

令和二年中に亡くなられた方の相続人等に課せられた相続税の課税状況を見ますと、相続等により取得した財産の金額から債務等の金額を控除した正味の

遺産額、これは課税価格でございますが、約十六兆円となっております。

○安達澄君 ありがとうございます。約十六兆円とのことでした。

一方で、年間約、先ほど言った百四十万人の方がお亡くなりになるときに実際に残す資産の総額の規模、これ、国会図書館の財政金融調査室に以前調べていただいたんですが、これはもうエコノミストの間でも幅があるんですけども、資産総額として残されるものが約五十兆円とか、多く見積もるエコノミストの方は八十兆円、過去のこの国会の議論では百兆円という数字も出ていました。

仮にですけども、じゃ、そのエコノミストの方の言う少ない見積りを使って、資産総額が五十兆円から、広く一律、ちょっと乱暴ですけども、全員から仮に二〇%を徴収したとすると税収は十兆円ということになります。そこからさらに、もう超富裕層に対しては今の税率構造を適用するという二段階論法もあり得ない手法ではないと思います。

あくまでも机上の空論、計算ですし、実際には、残されたその資産、住んでいる土地、家はもうすぐには売却できないなど、そういった現実的な問題もありますので、単純化できる話ではないというのは承知していますけども、ただ、見過ごすことはできない、財源として十分可能性のある税ではないかと思っています。

平成二十五年に基礎控除の引下げや最高税率の見直しも行われました。その結果、確かに課税対象も相続税収も増えましたけども、より抜本的な見直し、それにはもう本当、この発想の転換というか、世論の形成も必要だと思っています。時間が掛かる問題だからこそ、先延ばしせずに早く議論を始めるべきだと私は思っています。

財産をたくさんためることができたのも、また高額な所得を得ることができるとも、やはりこの日本の社会で生きて、公共の道路とか上下水道を使って、そして警察とか消防とか、そういった安心、安全な治安の下で暮らすことができ、仕事ができるからだと思います。どんな方も天国にはその財産を持っていくこともできません。天国で使えない資産、お金は国や社会に還元してもらおう。例えば、子供たちの教育に使わせていただく。理想論に聞こえるかもしれませんが、やはりそういった社会的認識の醸成も必要だと思います。

一方で、相続税厳しくすると海外に資産が逃げてしまうと、そういう話もよく聞きます。ただ最近では、OECDが策定した共通報告基準、CRS情報ですね、これで、各国、各地域間で、ちょっとアメリカがこれは抜けているのが非常に残念なんですけど、銀行口座の情報を確認し合うなど海外資産の申告漏れ防ぐ手だても講じられていますし、租税条約などによる体制の強化が進んでいるものとも認識しています。

また、過去の国会の審議では、所得税を取った後に残る財産、更にそれに税を掛けるのは二重課税だと、まあずっと出ている議論ですけども、という議論もありましたけども、先週の小池晃議員の特定同族の留保金課税制度の議論の中でもありましたけども、財務省の説明では、二重課税は法律上の明確な定義があるわけではなくて、どこかの団体からの指摘や反対の議論があると、そういった御説明でした。要は、二重課税論については最後は政策的な判断だと私も感じました。

確かに現実的な問題はあります。どうやって個人の全ての資産を把握できるかということです。たんす預金もたくさんあると認識しています。仮に、先ほどのエコノミストの方の数字、総資産五十兆円あったとしても、それをどう把握するか、それはもう本当に難しいところだとは思いますが。

確かにそういった現実的な手続論、実務面の壁もありますが、最後に鈴木大臣にお聞きしたいと思います。

格差が固定化していく社会の見直し、富の世襲化見直し、また、ストックからフローですね、つまり、お金をため込むのではなくてそれを使ってもらって社会にお金を回していく、そういった観点からも、相続税を抜本的に見直す、少なくともそのような議論を本格的にすべきではないかと思うんですけども、鈴木大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣（鈴木俊一君） 安達先生が御指摘のとおり、相続税につきましては、平成二十五年度の税制改正において、まず、格差の固定化防止という等の観点から基礎控除の引下げを行いました。定額部分五千万円を三千万円に引き下げました。また、最高税率の引上げ、五〇%を五五%に引き上げる等の見直しを行ったところでございます。

相続税は、租税の基本的な機能である公的サービスの財源を調達するという機能のほかにも、課税を通じまして富の再分配を行うという機能も有しております。相続税の在り方につきましては、こうした機能が適切に発揮されるよう、政府税制調査会等の場における議論も踏まえまして、不断に検討を行ってまいりたいと、そういうふうに思っております。

○安達澄君 ありがとうございます。

先ほども出ました一億円の壁ですけども、あれも、これ財務省の試算によると、例えば、仮に今二〇%のものを五パー、二五%に上げた、五%上げてそれで増える税収はたしか二千五百億円という試算をされているかと思えます。それと比較しても、やっぱり相続税、こういったものを抜本的に見直すことの方がより大きいとも思うんですね。もちろん、一億円の壁も非常に重要です。ただし、やは

り相続税についても是非議論を進めていただきたいと思います。

ちょっと前までですけども、一億総中流とか言っていましたけども、今はその分厚い中間層がもう抜けてしまって、非常に格差も広がっているのが日本の社会です。そういった社会には、そんないびつな社会にはもう持続性もないと思いますので、その観点からも、是非相続税をめぐる議論を深めて、そして社会での世論喚起といいますか、そういうものを是非進めていただきたいと思います。

鈴木大臣にそうお願いして、私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。